

令和6年度に向けた障害福祉計画及び 障害児福祉計画に係る基本指針の見直し

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

1. 基本指針見直しに係る議論の進め方

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の基本指針の見直しの議論にあたっては、以下の方針に沿って進めることとし、ご議論いただきたい。

- ◎ 今回は、現行の基本指針(告示)の概要とこれまでの実績を確認するとともに、見直しの基本的な方向について御意見をいただきたい。
 - 令和4年6月の障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しに係る報告書の内容を踏まえ、告示本文、成果目標、活動指標について、現行の基本指針の全体像と記載事項を確認し、次期計画に削除を含め見直すべき点や追加すべき項目がないか。
 - 近年の施策の動向を踏まえて、新たに反映すべき項目がないか。
 - また、これまでの実績を確認。
- ◎ 次回(12月(予定))は、本日のご議論・ご意見を踏まえて、①成果目標、②活動指標、③その他個別施策の見直し事項、④見直し後の基本指針構成について、それぞれ具体案を提示。
- ◎ 次々回(1月(予定))は、上記の議論を踏まえて、基本指針の見直し案をご議論・ご了承いただくこととしたい。

2. 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本指針の全体像

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

一 基本的理念

- ① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組 ⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援 ⑥ 障害福祉人材の確保 ⑦ 障害者の社会参加を支える取組

二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- ① 全国で必要とされる訪問系サービスの保障 ② 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- ③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実 ④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実 ⑥ 依存症対策の推進

三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ① 相談支援体制の構築 ② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保 ③ 発達障害者等に対する支援 ④ 協議会の設置等

四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ① 地域支援体制の構築 ② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 ③ 地域社会への参加・包容の推進
- ④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備 ⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標(成果目標)

一 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ① 地域移行者数 ② 施設入所者数

二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
- ② 精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満) ③ 精神病床における早期退院率(入院3ヶ月時点、6ヶ月時点、1年時点)

三 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ① 市町村又は圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保 ② 年1回以上運用常用を検証及び検討

四 福祉施設から一般就労への移行等

- ① 一般就労への移行者数 ② 就労定着支援事業の利用者数(7割が就労定着支援事業を利用)
- ③ 事業所ごとの就労定着率(就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上)

五 障害児支援の提供体制の整備等

- ① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- ② 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築 ③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- ④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

六 相談支援体制の充実・強化等

七 障害福祉サービス等の質向上させるための取組に係る体制の構築

2. 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本指針の全体像

第三 計画の作成に関する事項

一 計画の作成に関する基本的事項

- ① 作成に当たって留意すべき基本的事項(障害者等の参加、地域社会の理解促進、総合的な取組)
- ② 計画の作成のための体制の整備(作成委員会等の開催、関係部局相互間の連携、市町村と都道府県の連携) ③ 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握
- ④ 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備 ⑤ 区域の設定 ⑥ 住民の意見の反映 ⑦ 他の計画との関係
- ⑧ 定期的な調査、分析及び評価並びに必要な措置

二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項

- ① 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ② 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保の方策
- ③ 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項 ④ 関係機関との連携に関する事項

三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項

- ① 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ② 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み並びにその見込量の確保の方策
- ③ 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数
- ④ 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置
- ⑤ 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項 ⑥ 関係機関との連携に関する事項

四 その他

- ① 計画の作成の時期 ② 計画の期間 ③ 計画の公表

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

一 障害者等に対する虐待の防止

- ① 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見 ② 一時保護に必要な居室の確保
- ③ 指定障害児入所支援の従業者への研修 ④ 権利擁護の取組

二 意思決定支援の促進

三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

四 障害を理由とする差別の解消の推進

五 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

(参考)第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の成果目標と障害福祉サービスの見込量(活動指標)との関係

(成果目標)

(活動指標)

①施設入所者の地域生活への移行

【地域生活移行者の増加】

- ・令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行

【施設入所者の削減】

- ・令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数】

- ・退院後1年以内の地域における平均生活日数の平均を316日以上

【精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)】

- ・令和5年度末時点の精神病床における1年以上長期入院患者数を設定

【精神病床における早期退院率】

- ・入院後の退院率 3ヶ月:69%以上、6か月:86%以上、1年:92%以上

③障害者の地域生活の支援

【地域生活支援拠点の整備】

- ・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備 　・年1回以上、運用状況を検証及び検討

④福祉施設から一般就労への移行等

【福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加】

- ・令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上

・うち、就労移行支援事業における移行実績は1.30倍以上、就労継続支援A型事業における移行実績は概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業における移行実績は概ね1.23倍以上

【職場定着率の増加】

- ・就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等

【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】

- ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置(圏域での設置も可)
- ・すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

【難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築に関する目標】

- ・各都道府県において難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保

【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】

- ・各市町村に少なくとも1か所以上確保(圏域での確保も可)

【医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置】

- ・各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける(市町村は圏域での設置も可)

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保

⑦障害福祉サービス等の質向上させるための取組に係る体制の構築

- ・障害福祉サービス等の質向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築

(都道府県・市町村)

- 訪問系サービス(居宅介護等)の利用者数、利用時間数
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 地域移行支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数

- 生活介護の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域定着支援の利用者数

(都道府県・市町村)

- 精神障害者の地域移行支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数

- 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の自立生活援助の利用者数

(市町村)

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数と地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数

(都道府県・市町村)

- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労移行支援事業等(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)から一般就労への移行者数
- 就労定着支援の利用者数

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

- 医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数

(都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数
- 医療型障害児入所施設の利用児童数

(市町村)

- 総合的・専門的な相談支援の実施の有無
- 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 地域の相談支援事業者的人材育成の支援件数

- 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

(都道府県・市町村)

- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

3. 基本指針見直しのポイント(案)

次期計画(第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画)の指針策定は、どのような点を見直しのポイントとすべきか。例えば、以下の点を見直しのポイントと考えて、検討を行うこととしてはどうか。

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

重度障害者向けのグループホームなど地域のニーズを踏まえたグループホームの整備を推進する観点から、全体の必要量とは別にそのニーズを見込むため、重度障害者等の支援が行き届きにくいニーズについて、活動指標で具体的に示してはどうか。

また、「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて～社会保障審議会障害者部会報告書～」(以下「障害者部会報告書」という。)において、強度行動障害を有する者への支援体制の充実、地域生活への移行・継続を支援するサービス提供体制の整備促進や住宅施策との連携による住宅確保の支援の推進、地域生活支援拠点等の整備の努力義務化並びに地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進や、グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実等の方向性が示されたことも踏まえて、基本指針の見直しを行うこととしてはどうか。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和4年6月にとりまとめられた「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」報告書において、本システムの構築推進のためには、医療計画等との連携や、医療、障害福祉・介護、住まい、就労等の社会参加、地域の助け合い、教育・普及啓発が包括的に確保された体制の整備及び医療計画との緊密な連携の重要性が示されたことを踏まえ、都道府県は医療計画との整合性に留意して計画を策定することを基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

3. 基本指針見直しのポイント(案)

③ 福祉施設から一般就労への移行等

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、就労移行支援事業及び就労定着支援事業については、一般就労への高い移行実績や定着実績を実現する事業所を基本報酬において更に評価することとしたほか、就労継続支援における「就労移行支援体制加算」の充実なども行ったところである。これらを踏まえ、引き続き、一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標を設定するとともに、これを達成するための活動指標の設定及び労働や教育等の分野との連携に関する記載をすることとしてはどうか。

また、障害者部会報告書において、障害者の多様な就労ニーズに対する支援を推進する観点から、就労選択支援(仮称)の創設や企業等での働き始めや休職から復職を目指す場合に、一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用を法令上可能とすることなどについて方向性が示されたことも踏まえて基本指針の見直しを行うこととしてはどうか。

加えて、障害者の希望や能力に沿った就労の実現を図るために、例えば、就労系障害福祉サービスの提供体制の動向や障害者雇用に係る求人の状況といった、地域における障害者の就労支援に関する状況を把握し、関係機関で共有した上で連携して取り組むことについて記載してはどうか。

④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

(1) 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備・インクルージョンの推進

児童福祉法改正により、児童発達支援センターが、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として、①高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③インクルージョン推進の中核機能、④障害児の発達支援の入口としての相談機能を担うことが明確化されたことを踏まえ、当該役割・機能を踏まえた市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援、地域におけるインクルージョンの推進について、記載してはどうか。

(2) 障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進

障害児入所支援について、入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、児童福祉法を改正するとともに、都道府県及び政令市が責任主体として「協議の場」を設けて移行調整を行う取組を進めているところ、同取組の推進や、地域の支援ニーズを踏まえた障害児支援の提供体制の確保について、記載してはどうか。

3. 基本指針見直しのポイント(案)

(3) 医療的ケア児等に対する支援体制の充実

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(令和3年9月施行)を踏まえ、都道府県が医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等に対する総合的な支援体制を構築することなどについて、記載してはどうか。

また、地方自治体において、保健、医療、福祉、教育、子育て、労働等の関係機関及び当事者団体から構成される協議の場を設けることや、医療的ケア児支援センターとも連携し、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進すること等による総合的な支援体制を構築することなどについて記載してはどうか。

(4) 聴覚障害児の早期支援の推進

聴覚障害児を含む難聴児の支援に当たっては、保育、保健医療、教育の関係機関と連携し、切れ目のない支援を行うことが重要であり、令和4年2月に都道府県において難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進する計画を作成する際に参考する指針として「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を作成したところ。これを踏まえ、都道府県、また必要に応じて政令市において、児童発達支援センター、特別支援学校等を活用し難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

3. 基本指針見直しのポイント(案)

⑤発達障害者等支援の一層の充実

発達障害者の家族等への支援が重要であることから、各市町村において保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントトレーニングやペアレントメンター等の発達障害者等の家族に対する支援体制の充実を図ることを引き続き基本指針に盛り込むとともに、不足しているペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成について記載してはどうか。

また、発達障害者地域支援マネジャーに関して、強度行動障害等の困難事例に対する助言等の推進について基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

3. 基本指針見直しのポイント(案)

⑥地域における相談支援体制の充実強化

基幹相談支援センターの整備及び機能の充実を推進するため、現行の成果目標(※)を見直し、「令和8年度末までに各市町村において基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置可)するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること」としてはどうか。

※第6期計画の成果目標

「令和5年度末までに、各市町村又は圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化の体制の確保」

また、「地域づくり」に向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、新たに「協議会において個別事例の検討を通じて地域の課題を抽出する取組及び抽出された課題を協議し、サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保すること」について成果目標に追加してはどうか。

3. 基本指針見直しのポイント(案)

⑦ 障害者等に対する虐待の防止

障害福祉サービス事業所等における虐待防止を図るため、令和4年度から義務化された虐待防止委員会の設置、従業員への研修の実施、虐待防止担当者の設置について、都道府県・市町村が各種研修や指導監査などの場面を通じて指導助言により徹底すべきであることを記載してはどうか。

虐待対応における自治体間のばらつきを是正するため、自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底(初動対応方針の決定や虐待の認定を協議する場面への管理職が参加の徹底等)について記載してはどうか。

また、学校・保育所等・医療機関における障害者を含む虐待防止の取組を推進するため、市町村と関係機関・部署との連携を図るとともに、学校、保育所等、医療機関の管理者等に対して都道府県の実施する障害者虐待防止研修への受講を促す等、より一層の連携の推進について記載してはどうか。

⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

令和3年4月に施行された改正社会福祉法に基づく市町村の包括的な支援体制の構築を推進するため、同法に基づく地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、市町村による包括的な支援体制の構築の推進について記載してはどうか。

3. 基本指針見直しのポイント(案)

⑨ 障害福祉サービスの質の確保

現在の指針には、第三者評価や障害福祉サービス等情報公表制度などを記載しているが、障害者部会報告書において、障害福祉サービス等の質に係る評価の仕組みの検討という方向性が示されたことも踏まえて、こうした仕組みの普及啓発について、基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

また、障害福祉サービス等における意思決定支援の取組を推進するため、新たに「都道府県による相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施」について活動指標に追加してはどうか。

⑩ 障害福祉人材の確保・定着

現行の基本的理念「6. 障害福祉人材の確保」に、ICTやロボットの導入による事務負担の軽減や業務の効率化や職場環境の整備を進めることについて追記してはどうか。

また、相談支援体制や障害福祉サービスの計画的な人材確保を推進する観点から、「相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等」について活動指標としてはどうか。

3. 基本指針見直しのポイント(案)

⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

地方自治体は、データに基づき地域の障害福祉の状況を正確に把握し、地域に応じた質の高いサービス提供体制を構築することが必要であることを記載してはどうか。

また、障害福祉サービス等のニーズの把握について、市町村障害(児)福祉計画においては、市町村単位及びサービスの種類ごとの必要量の見込みを定めることとされているが、さらに障害児者にとって身近な地域で支援が受けられるよう事業所整備を進める観点から、

- ・ 地理的条件や経済的な関係、地域移行に関する取組状況なども踏まえ、必要な場合には、市町村内の一定の地域単位での必要量を見込むこと
- ・ サービス種別ごとの必要量のみならず、特定の障害特性を有する障害児者(例えば、医療的ケアを必要とする者など)についてのサービスの過不足の状況を明らかにすることについても計画に記載することが望ましいこととしてはどうか。

なお、こうしたきめ細かいニーズ把握については、障害者部会報告書において導入を検討することとされている、事業者指定の際の市町村への意見聴取の仕組みにおいて、活用することとしてはどうか。

⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

障害者による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、令和4年5月25日に公布・施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を踏まえ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進について記載してはどうか。

4. 成果目標について

4-1 現在の成果目標

①施設入所者の地域生活への移行

【地域生活移行者の増加】

- ・令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行

【施設入所者の削減】

- ・令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数】

- ・退院後1年以内の地域における平均生活日数の平均を316日以上

【精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)】

- ・令和5年度末時点の精神病床における1年以上長期入院患者数を設定

【精神病床における早期退院率】

- ・入院後の退院率 3ヶ月:69%以上、6か月:86%以上、1年:92%以上

③障害者の地域生活の支援

【地域生活支援拠点の整備】

- ・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備
- ・年1回以上、運用状況を検証及び検討

④福祉施設から一般就労への移行等

【福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加】

- ・令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上
- ・うち、就労移行支援事業における移行実績は1.30倍以上、就労継続支援A型事業における移行実績は概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業における移行実績は概ね1.23倍以上

【職場定着率の増加】

- ・就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等

【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】

- ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置(圏域での設置も可)
- ・すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

【難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築に関する目標】

- ・各都道府県において難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保

【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】

- ・各市町村に少なくとも1か所以上確保(圏域での確保も可)

【医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置】

- ・各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける(市町村は圏域での設置も可)

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築

4. 成果目標について

4-2 第5期、第6期の実績及び分析

■目標の実績について ※以下の表内における「目標」は、国が示した目標値を記載

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 地域生活移行者

【基本指針上の目標（第6期計画）】

令和元年度末時点の福祉施設に入所している障害者（施設入所者）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に 移行する者の数を見込み、その上で、令和5年度末時点における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

項目	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
	H30実績	R1実績	R2実績	R2目標	R3実績	R5目標
地域生活移行者	2.4% (3,108人)	3.7% (4,748人)	4.9% (6,342人)	9% (11,668人)	調査中	6% (7,264人)

※割合は、第5期障害福祉計画は、H28年度末入所者数（129,648人）で除した数であり、第6期福祉計画は、R1年度末入所者数（121,060人）で除した数である。

（分析）

- 地域移行者数が減少している。
- 施設入所者の重度化・高齢化や、地域で重度障害者を受け入れる体制が十分に整っていないことが要因として考えられる。

② 福祉施設入所者の削減

【基本指針上の目標（第6期計画）】

令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1. 6%以上削減することを基本とする。

項目	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
	H30実績	R1実績	R2実績	R2目標	R3実績	R5目標
福祉施設入所者の削減	0.8% (981人)	1.8% (2,324人)	2.3% (2,943人)	2% (2,593人)	調査中	1.6% (1,937人)

※割合は、第5期障害福祉計画は、H28年度末入所者数（129,648人）で除した数であり、第6期福祉計画は、R1年度末入所者数（121,060人）で除した数である。

（分析）

- 概ね設定した目標通りの実績となっている。
- 引き続き地域移行を進めていくため、近年の施設入所者数の削減状況を踏まえつつ、適切な目標値の設定を行う。

※令和3年度実績については現在
集計中であり、次回提示可能なも
のは提示予定。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 精神障害者的精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

【基本指針上の目標（第6期計画）】

精神障害者的精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。

項目	第6期障害福祉計画	
	R3実績	R5目標
退院後1年以内の地域における平均生活日数	320.7日	316日以上

※R3実績は平成30年のNDBデータを用いて算出している。

（分析）

- 算出技術の向上により近年、研究班から算出方法の異なる実績値が示されたが、算出方法の向上の途上において、目標の達成状況を判断することが難しい状況である。
- 一方、本目標は、精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制の整備を計画的に推進する観点で、医療計画と共に整備状況をみる指標として設定されたものであることから、次期計画においても、現在検討中の第8次医療計画（2024年度～2029年度）と整合性を図るために、同様の考え方を用いる必要がある。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

② 精神病床における 1 年以上長期入院患者数

【基本指針上の目標（第 6 期計画）】

地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、1 年以上長期入院患者のうち、算出式により算定した令和 5 年度末の精神病床における 65 歳以上の 1 年以上長期入院患者数及び 65 歳未満の 1 年以上長期入院患者数を目標値として設定する。

(65歳未満)

項目	第 5 期障害福祉計画			第 6 期障害福祉計画	
	H30実績	R1実績	R2実績	R2目標	R3実績
1年以上の長期入院患者数	64,870人	61,088人	59,654人	5.4万人～5.8万人	57,537人
					3.6～4.3万人

(65歳以上)

項目	第 5 期障害福祉計画			第 6 期障害福祉計画	
	H30実績	R1実績	R2実績	R2目標	R3実績
1年以上の長期入院患者数	106,750人	104,880人	107,468人	9.2万人～9.8万人	106,657人
					7.0～8.0万人

(合計)

項目	第 5 期障害福祉計画			第 6 期障害福祉計画	
	H30実績	R1実績	R2実績	R2目標	R3実績
1年以上の長期入院患者数	171,620人	165,968人	167,122人	14.6万人～15.7万人	164,194人
					10.6万人～12.3万人

※長期入院患者数については、精神保健福祉資料630調査を用いている。

(分析)

- 本数値目標は、①地域移行を促す基盤整備、②治療抵抗性統合失調症治療薬の普及、③認知症施策の推進、これらによる平成30年度からの政策効果を差し引いた結果を入院需要の目標値と設定している。各①～③の平成30年度以降の値がないため、現時点での分析は困難である。
- 本目標は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することにより、1年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になるという観点で、医療計画と共に移行状況をみる指標として設定されたものであることから、次期計画においても、現在検討中の第8次医療計画（2024年度～2029年度）と整合性を図る必要がある。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

③ 精神病床における早期退院率

(1) 入院後3ヶ月時点の退院率

【基本指針上の目標（第6期計画）】

入院後3か月時点の退院率について、令和5年度における目標を69%以上とする。

項目	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
	H30実績	R1実績	R2実績	R2目標	R3実績	R5目標
入院後3ヶ月時点の退院率	65.3 ¹⁾ %	64.5 ²⁾ %	63.5 ³⁾ %	69%	63.8 ⁴⁾ %	69%

(2) 入院後6ヶ月時点の退院率

【基本指針上の目標（第6期計画）】

入院後6か月時点の退院率について、令和5年度における目標を86%以上とする。

項目	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
	H30実績	R1実績	R2実績	R2目標	R3実績	R5目標
入院後6ヶ月時点の退院率	81.7 ¹⁾ %	81.6 ²⁾ %	80.8 ³⁾ %	84%	80.5 ⁴⁾ %	86%

(3) 入院後1年時点の退院率

【基本指針上の目標（第6期計画）】

入院後1年時点の退院率について、令和5年度における目標を92%以上とする。

項目	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
	H30実績	R1実績	R2実績	R2目標	R3実績	R5目標
入院後1年時点の退院率	89.5 ¹⁾ %	89.3 ²⁾ %	88.3 ³⁾ %	90%	88.3 ⁴⁾ %	92%

※1) H30実績は平成27年のNDBデータ、2) R1実績は平成28年のNDBデータ、3) R2実績は平成29年のNDBデータ、4) R3実績は平成30年のNDBデータを用いて算出している。

(分析)

- 第6期は平成28年時点の上位10%の都道府県の水準を目標とし、43都道府県が基本指針を満たす水準を設定しているが、実績値はNDBを用いて算出された目標値には到達しておらず、都道府県間のばらつきが多いことから、引き続き目標の設定について検討の必要があるのではないか。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【基本指針上の目標（第6期計画）】

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

項目	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
	H30実績	R1実績	R2実績	R2目標	R3実績	R5目標
地域生活支援拠点等数	321市町村	401市町村	761市町村	各市町村又は各圏域に少なくとも1つ	調査中	各市町村又は各圏域に1つ以上

項目	第6期障害福祉計画	
	R3実績	R5目標
運用状況の検証及び検討	調査中	年1回以上

※ 圏域数：平成30年度 352カ所、令和元年度 354カ所、令和2年度 358カ所

市町村数：1,741カ所

（分析）

- 地域生活支援拠点等の整備は着実に進んでいるものの、とりわけ人口規模の小さい市町村において整備が遅れている。
- 令和3年の地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討については、現在調査中であり、確定値が算出され次第、結果を分析。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設利用者の一般就労への移行者【基本指針上の目標（第6期計画）】

【基本指針上の目標（第6期計画）】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。目標の設定に当たっては、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。

この際、就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。また、就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととする。

項目	第5期障害福祉計画				第6期障害福祉計画	
	H30実績	R1実績	R2実績	R2目標	R3実績	R5目標
一般就労移行者数	0.9倍 (14,017人)	1.3倍 (20,798人)	1.1倍 (17,084人)	1.5倍 (23,255人)	調査中	1.27倍 (24,194人)

※割合は、第5期障害福祉計画は平成28年度の一般就労移行者数（15,503人）で除した数であり、第6期障害福祉計画は令和元年度の一般就労移行者数（19,050人）で除した数である。

項目	第6期障害福祉計画	
	R3実績	R5目標
福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加（令和元年度の一般就労への移行実績比）	調査中	1.27倍以上 (24,194人)
うち就労移行支援事業	調査中	1.3倍以上 (14,784人)
うち就労継続支援A型事業	調査中	概ね1.26倍以上 (3,708人)
うち就労継続支援B型事業	調査中	概ね1.23倍以上 (4,263人)

※割合は、第6期障害福祉計画は令和元年度の就労移行支援事業における一般就労移行者数（11,372人）、令和元年度の就労継続支援A型事業における一般就労移行者数（2,943人）、令和元年度の就労継続支援B型事業における一般就労移行者数（3,466人）で除した数である。

（分析）

- 令和元年度に福祉施設利用者の一般就労への移行者数が1.3倍まで増加したが、令和2年度実績は1.1倍であり、第5期障害福祉計画の目標値である1.5倍に満たない。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、一般就労への移行者数の伸び率が鈍化したことが未達成の要因と考えられる。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

② 就労定着支援事業を利用して一般就労した利用者の割合

【基本指針上の目標（第6期計画）】

就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の中、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

項目	第6期障害福祉計画	
	R3実績	R5目標
就労定着支援事業を利用して一般就労した利用者の割合	調査中	70%

（分析）

- 第6期計画に創設された目標であるため、現時点では実態の把握が困難である。（次回までに集計予定）

③ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合

【基本指針上の目標（第6期計画）】

就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

項目	第6期障害福祉計画	
	R3実績	R5目標
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	調査中	70%

（分析）

- 第6期計画に創設された目標であるため、現時点では実態の把握が困難である。（次回までに集計予定）

(5) 障害児支援の提供体制の整備等（障害児福祉計画）

① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

【基本指針上の目標（第2期計画）】

令和5年度末までに児童発達支援センターを少なくとも各市町村に1箇所以上設置することを基本とする。市町村単独の設置が困難な場合は、圏域での設置であっても差し支えない。

また、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

項目	第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画		
	H30実績	R1実績	R2実績	R2目標	R3実績	R5目標
児童発達支援センターの設置	551市町村	591市町村	749市町村	各市町村又は圏域に1箇所以上	調査中	各市町村又は圏域に1箇所以上
保育所等訪問支援体制の構築	728市町村	784市町村	979市町村	全ての市町村又は圏域で実施	調査中	全ての市町村又は圏域で実施

（分析）

- 第1期計画期間において、児童発達支援センターの設置率は40%弱、保育所等訪問支援の体制構築率は50%強。
- 整備は着実に進んでいるものの目標とは乖離がある状況がある。児童発達支援センターの機能強化等と併せて地域の体制整備のあり方についても検討を進める。

② 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

【基本指針上の目標（第2期計画）】

聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。

項目	第2期障害児福祉計画	
	R3実績	R5目標
難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保	調査中	各都道府県において体制を確保

（分析）

- 第2期計画に創設された目標であるため、現時点では実態の把握が困難である。R3実績確定値が算出され次第、結果を分析する。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等（障害児福祉計画）

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所確保

【基本指針上の目標（第2期計画）】

令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保する。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

項目	第1期障害児福祉計画				第2期障害児福祉計画	
	H30実績	R1実績	R2実績	R2目標	R3実績	R5目標
児童発達支援事業所の確保	479市町村	534市町村	657市町村	各市町村又は圏域に1箇所以上	調査中	各市町村又は圏域に1箇所以上
放課後等デイサービス事業所の確保	519市町村	578市町村	692市町村	各市町村又は圏域に1箇所以上	調査中	各市町村又は圏域に1箇所以上

（分析）

- 重症心身障害児を支援する事業所の確保率は児発・放デイ共に30%強。
- 地域の支援ニーズを踏まえながら、引き続き確保に努めていただく必要がある。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等（障害児福祉計画）

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

【基本指針上の目標（第2期計画）】

令和5年度末までに各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

項目	第1期障害児福祉計画				第2期障害児福祉計画	
	H30実績	R1実績	R2実績	R2目標	R3実績	R5目標
各都道府県での設置	44／47	47／47	47／47	全ての都道府県での設置	調査中	全ての都道府県での設置
各圏域での設置	150／352	196／354	240／358	全ての圏域での設置	調査中	全ての圏域での設置
各市町村での設置	796／1,741	1,033／1,741	1,200／1,741	全ての市町村での設置	調査中	全ての市町村での設置

項目	第2期障害児福祉計画	
	R3実績	R5目標
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	調査中	各市町村又は圏域に1箇所以上

（分析）

- 協議の場の設置率は、都道府県が100%、圏域及び市町村は共に60%強と増加傾向にある。次期計画においては、地域の実情に応じた効果的な体制づくりを進めるため、協議の場の「圏域及び市町村」での設置について、より適切な目標値の設定を行う。
- コーディネーターの配置については、R3実績確定値が算出され次第、結果を分析する。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等（障害児福祉計画）

⑤ 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

項目	第6期障害福祉計画	
	R3実績	R5目標
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化	調査中	各市町村又は各圏域に1つ以上

（分析）

- 第6期計画に創設された目標であるため、現時点では、実態の把握が困難である。（次回までに集計予定）

⑥ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

項目	第6期障害福祉計画	
	R3実績	R5目標
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	調査中	各都道府県及び各市町村において取組を実施
障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有	調査中	
指導監査結果の関係市町村との共有	調査中	

（分析）

- 第6期計画に創設された目標であるため、現時点では、実態の把握が困難である。（次回までに集計予定）

4-3 成果目標項目の見直しについて

「達成すべき基本的な目標」（成果目標）として、見直すべき項目としてどのような項目が考えられるか。例えば、下記項目が考えられるが、基本指針見直しのポイントを踏まえつつ、どのように見直すべきか。

【例】

障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- 医療的ケア児支援センター（都道府県ごと）の設置

相談支援体制の充実・強化等

- 令和8年度末までに各市町村において基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターにより地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること
- 協議会における個別事例の検討を通じて地域の課題を抽出する取組及び抽出された課題を協議し、サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保すること

5. 活動指標について

5-1 現在の活動指標

①施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域生活移行者の増加
- ・ 施設入所者の削減

(都道府県・市町村)

- 訪問系サービス(居宅介護等)の利用者数、利用時間数
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 地域移行支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数

- 生活介護の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域定着支援の利用者数

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
- ・ 精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)
- ・ 精神病床における早期退院率

(都道府県・市町村)

- 精神障害者の地域移行支援の利用者数
- 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立生活援助の利用者数

(市町村)

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③障害者の地域生活の支援

- ・ 地域生活支援拠点の整備

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数と地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
- ・ 職場定着率の増加

(都道府県・市町村)

- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労移行支援事業等(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)から一般就労への移行者数
- 就労定着支援の利用者数

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- ・ 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築に関する目標
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- ・ 医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
- 医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数

(都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数
- 医療型障害児入所施設の利用児童数

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・ 各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保

(市町村)

- 総合的・専門的な相談支援の実施の有無
- 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

(都道府県・市町村)

- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

5. 活動指標について

5-2 活動指標項目の見直しについて

「目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標」（活動指標）について、見直すべき項目としてどのような項目が考えられるか。例えば、下記の項目が考えられるが、どのように見直すべきか。

福祉施設の入所者の地域生活への移行

(例)

- 共同生活援助、地域移行支援、地域定着支援及び自立生活援助の利用者数並びに共同生活援助に係る重度障害者の利用者数等【下線部は新】
- 施設入所支援の利用者数 ※サービス量の減少を目指す。

福祉施設から一般就労への移行等

(例)

- 就労移行支援事業等(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)から一般就労への移行者数、就労定着支援の利用者数、就労選択支援(仮称)の利用者数【下線部は新】 等

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(例)

- 精神障害者の自立訓練(生活訓練)の利用者数【新】
- 保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数【削除】

障害児通所支援等の地域支援体制の整備

(例)

- 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数 等
【医療型児発を削除】
- 障害児相談支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の利用児童数 等
- 都道府県において医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数【新】
- 市町村において医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数【下線部は新】

相談支援体制の充実・強化等

(例)

- 基幹相談支援センターの設置箇所数【新】
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、個別事例の支援内容の検証の実施回数、人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数【新】
- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数【新】
- 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)や参加事業者・機関数、専門部会の設置数や実施回数(頻度)【新】 等

障害福祉サービス等の質の向上

(例)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数(例えば、相談支援専門員及びサービス管理責任者等を対象とする意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数)【括弧内は新】

障害福祉人材の確保 ※本活動指標自体を新規追加

(例)

- 相談支援従事者研修、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等研修の修了者数【新】

6. 地方からの提案への対応について

6-1 障害（児）福祉計画の計画期間について

【第132回社会保障審議会障害者部会（令和4年6月13日開催）において提示した論点】

- 次期障害（児）福祉計画の計画期間について、令和3年地方分権改革に関する提案募集に係る閣議決定では「障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年内に結論を得る。」とされている。
- 国の基本指針はこれまで通り3年毎に作成（改正）することとし、基本指針を元に作成する障害（児）福祉計画の期間は、アンケート結果も踏まえて3年を基本としつつ、地方自治体が地域の実情や報酬改定・制度改革の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定を可能とすることとしてはどうか。
- ただし、障害者総合支援法第88条の2（児童福祉法第33条の21）において、「市町村は、定期的に、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害（児）福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。」とされていることを踏まえ、国の指針を改定した時点において、地方自治体が報酬改定や制度改革の動向、地域の状況の変化、他の行政計画の見直し等を踏まえて、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画期間途中であっても見直しを行うことを基本指針において明確化することとしてはどうか。
- 特に、障害児福祉計画については、障害児福祉のインクルージョン推進の観点から、子ども・子育て支援事業計画との連動性も重要であり、こども家庭庁の創設の動向も踏まえ、両者の連動性の方策を検討してはどうか。

（参考）令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）（抜粋）

障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項）及び障害児福祉計画（児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項）については、以下のとおりとする。

- ・ これらの計画期間については、障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

計画期間に係る委員ご意見

- 計画期間の延長を自治体に任せるという方向性で議論する際は、行政が勝手に決めてしまうのではなく、検討に参画している委員、当事者委員も含めて意見をきちんと聞いた上で、期間を定めるべき。
- 障害福祉計画の策定期間は、現在3か年とされているため、実質約2年間の取組実績で現行計画の効果検証を実施することになる。効果的な検証を行うには、2年間という期間は短く、次期計画に現行計画の課題などを十分に反映することが困難な部分もある。例えば施設入所者の地域生活移行の促進などは、2年間だと厳しく、中長期的な視点も必要と考える。計画の策定のみに追われ、必要な施策の検討や、課題の検証がしっかりできない状況もある。評価分析を十分に行い、実情や課題を整理した上で、適切に次期計画に反映させることができるように、期間の見直しは必要と考える。国の基本指針は、これまでどおり3年を基本としつつ、地方自治体が地域の実情や報酬改定の影響の有無等を考慮し、柔軟な期間設定をすることを可能とし、例えば6年とした場合に、国のがん対策が改定された時点で評価分析を行い、必要がある場合には、3年目で中間見直しを行うのが適当ではないか。
- 検証期間が大変短いという事情は理解するが、自治体の計画策定が遅れるとサービス提供体制の整備に支障を来すことが懸念される。柔軟に対応しても、指針を改定した時点で調査や現行制度の課題対応等の作業が発生することが想定される。延長期間を5年もしくは6年としたときには、中間見直しという形でそれぞれ検証すると良いと考える。

医療計画等では、特に在宅医療は介護保険の事業計画が3年ごとになっており、3年を目途に中間見直しをすることとなっている。今回報告書がまとまり、医療、介護、福祉の分野間で連携、調整等が必要となるため、それと合わせる視点も必要。

対応方針（案）

- 基本指針を元に作成する障害(児)福祉計画の期間は、委員のご意見を踏まえ、3年を基本としつつ、地方自治体が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定を可能とすることとしたい。ただし、国の指針を改定した時点において、地方自治体が報酬改定や制度改正の動向、地域の状況の変化、他の行政計画の見直し等を踏まえて、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画期間途中であっても見直しを行うことを基本指針において明確化するものとする。

6－2 市町村が作成する障害（児）福祉計画の共同策定について

【第132回社会保障審議会障害者部会（令和4年6月13日開催）において提示した論点】

- 障害（児）福祉計画において、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を設定することとなっているところ、「地域生活支援拠点等の確保」や「児童発達支援センターの設置」等の複数の目標について障害保健福祉圏域での設置を認めていることから、障害保健福祉圏域単位での設置を行っている自治体においては、共同策定に一定のメリットがあるものと推測できる。
- 他方で、各都道府県の作成する障害（児）福祉計画はいわゆる総量規制の根拠となるものであるため、総量規制適用範囲として位置づけられる障害保健福祉圏域に留意する必要がある。
- こうしたことから、各都道府県が定める障害保健福祉圏域に留意することを条件とした上で、市町村が作成する障害（児）福祉計画については、共同策定が可能である旨を明示的に記載することとしてはどうか。

（参考）経済財政運営と改革の基本方針2021について（令和3年6月18日閣議決定）（抜粋）

第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

3. 国と地方の新たな役割分担等

（地方自治体間の補完・連携等）

市町村が策定する計画は特段の支障がない限り原則として共同策定を可能とする。このため、内閣府及び総務省は各府省庁に対し制度・運用の見直し等必要な措置の検討を求める。

対応方針（案）

- 各都道府県が定める障害保健福祉圏域に留意することを条件とした上で、市町村が作成する障害（児）福祉計画については、共同策定が可能である旨を基本指針に明示的に記載することとしたい。

6－3 障害（児）福祉計画の記載内容の簡素化について

【論点】

- 障害（児）福祉計画の記載内容の簡素化については、令和2年地方分権改革提案（管理番号210②）により一定の整理を得たものと考えているが、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の基本指針の検討にあたっては、地方自治体の事務負担の軽減も念頭に置き、計画に記載する項目を精査するなど、簡素化を図る方向で検討することとしてはどうか。
- 具体的にどのように簡素化することが考えられるか。例えば、サービス見込み量以外の活動指標について自治体の実情に応じて任意に定められることとすることについてどのように考えるか。

（参考）令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）（抜粋）

管理番号210②

（関係法律等に基づく計画策定の義務付け（実質的な義務付けとなっている努力義務を含む）を見直すこと）

障害児福祉計画（33条の20第1項及び33条の22第1項）については、計画に定めるように努めるものとされている事項（33条の20第3項及び33条の22第3項）を記載するか否かは地方公共団体の判断によること、地方公共団体において障害者基本法（昭45法84）36条1項及び4項の合議制の機関を設置している場合には、当該計画の策定及び変更に向けた意見集約の場として当該機関を活用することができることを、地方公共団体に次回の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平29厚生労働省告示116）の改正時に改めて通知する。

（参考）令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）（抜粋）

障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項）及び障害児福祉計画（児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項）については、以下のとおりとする。

- ・ これらの記載内容については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度に予定される基本指針（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律87条1項及び児童福祉法33条の19第1項）の策定の際に簡素化する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

參 考 資 料

(参考)障害福祉計画と基本指針の基本的な構造

国的基本指針（障害者総合支援法第87条）

障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

市町村及び都道府県の障害福祉計画に関する事項

その他の事項

（基本指針に即して計画を作成）

（計画の提出）

市町村障害福祉計画（障害者総合支援法第88条関係）

（義務）

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

各年度における市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

（都道府県の意見を聞く）

（努力義務）

障害福祉サービス等の見込量の確保方策

医療機関等の関係機関との連携

（その他の事項）

- ・計画は障害者等の数、その障害の状況を勘案すること（義務）
- ・計画を作成する場合、障害者等の心身の状況等を把握した上で作成すること（努力義務）
- ・他の計画と調和が保たれること（義務）など

都道府県障害福祉計画（障害者総合支援法第89条関係）

（義務）

※各市町村を包括する広域的な見地から作成

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

各年度における区域ごとの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数（注）

各年度における都道府県の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

（計画の提出）

（努力義務）

区域ごとの障害福祉サービス等の見込量の確保方策

区域ごとの障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上

施設障害福祉サービスの質の向上

区域ごとの医療機関等の関係者との連携

（その他の事項）

- ・他の計画と調和が保たれること（義務）など

（注）都道府県は、定員や見込量が超えることになる等の場合には、施設・事業所の指定を行わないことができる。（障害者支援施設、生活介護、就労継続支援B型）

(参考)障害児福祉計画と基本指針の基本的な構造

国の基本指針（児童福祉法第33条の19）

障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

市町村及び都道府県の障害児福祉計画に関する事項

その他の事項

市町村障害児福祉計画（児童福祉法第33条の20関係）

（義務）

障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

（努力義務）

指定通所支援又は指定障害児相談支援の見込量の確保方策

医療機関、教育機関等の関係機関との連携

（その他の事項）

- ・計画は障害児の数、その障害の状況を勘案すること（義務）
- ・計画を作成する場合、障害児の心身の状況等を把握した上で作成すること（努力義務）
- ・他の計画と調和が保たれること（義務）など

（基本指針に即して計画を作成）

（計画の提出）

都道府県障害児福祉計画（児童福祉法第33条の22関係）

（義務）

障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

※各市町村を包括する広域的な見地から作成

各年度における区域ごとの指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み（注）

各年度の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数（注）

（都道府県の意見を聞く）

（計画の提出）

（努力義務）

区域ごとの指定通所支援の見込量の確保方策

区域ごとの指定通所支援又は指定障害児相談支援の質の向上

障害児入所支援の質の向上

区域ごとの医療機関、教育等の関係者との連携

（その他の事項）

- ・他の計画と調和が保たれること（義務）など

（注）都道府県は、定員や見込量が超えることになる等の場合には、施設・事業所の指定を行わないことができる。（障害児入所施設、放課後等デイサービス等）

(参考)基本指針の策定スケジュール

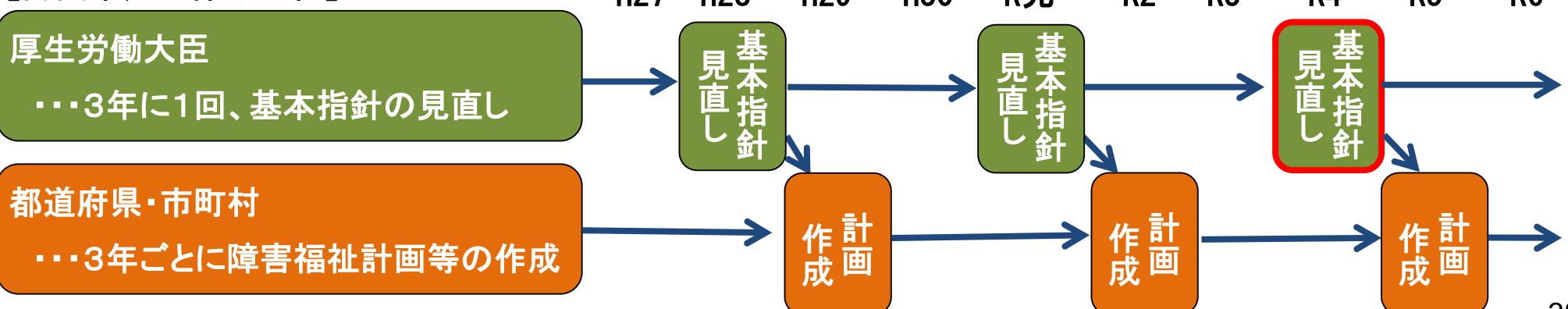
基本指針について

- 基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- また、平成28年6月に公布した改正児童福祉法第33条19第1項の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- 障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成
- 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画(令和3~5年度)を作成するための基本指針は令和2年5月19日に告示

【これまでの計画期間等】

第1期計画期間 18年度～20年度	第2期計画期間 21年度～23年度	第3期計画期間 24年度～26年度	第4期計画期間 27年度～29年度	第5期計画期間 第1期計画期間(児) 30年度～2年度	第6期計画期間 第2期計画期間(児) 3年度～5年度
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定	第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成	つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第4期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の3年後見直し等を踏まえ、平成32年度(令和2年度)を目標として、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を作成	障害者総合支援法の趣旨等を踏まえ、令和5年度を目標として、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を作成

【計画策定に係る工程】

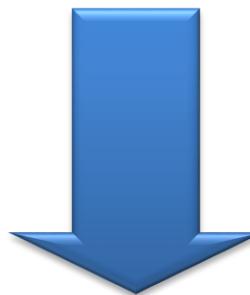


達成すべき基本的な目標(成果目標)を設定する分野

障害福祉サービス、相談支援並びに市町村都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標

- ① 施設入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 障害者の地域生活の支援
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

成果目標を設定



成果目標を踏まえ
て、サービス見込量
等を設定

障害福祉サービスの
実施等により成果目
標の達成を目指す。



目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標(活動指標)

- ① 障害福祉サービス等の必要な量の見込み(利用者数、利用時間、利用人日)
- ② その他の追加指標